

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 5 年(2023 年)7 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 7 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】破産した A 社に対し両替機内の邦貨等の装填、金員管理及び回収業務を委託し両替機に装填する両替準備資金を振込送金していた控訴人は、破産管財人に対し回収された保管金等は信託財産として破産法 62 条の取戻権の対象になると主張したが認められなかった事例(令和 4 年 5 月 27 日大阪高裁)

参照条文等:民法 646 条、破産法 62 条、信託法 25 条 1 項、34 条 1 項 2 号口、37 条、警備業法 2 条 1 項

キーワード:両替機内の邦貨 信託財産 取戻権

【2】平成 19 年に婚姻し長女及び二女をもうけた後別居中の夫婦の妻 X が夫 Y に対し前件調停で定められた二人の子らとの面会交流に関する事項の変更を求めた事案で、X の精神状態の安定化と二女らの心情調査の必要性を踏まえ原審判を取消し、差戻す決定をした事例(令和 4 年 8 月 18 日東京高裁)

参照条文等:民法 766 条、家事手続法 58 条・65 条

キーワード:面会交流に関する事項の変更 精神状態の安定 身上調査の必要性

【3】X(元夫)と Y3(元妻)は X を子らの親権者とし離婚、その後 Y3 は弁護士 Y1、Y2 の助言で子ら連れて実家(Y3 の母)と同居したことから、X は Y3 の連れ去りと Y1、Y2 及び Y4 の共同不法行為に対し慰謝料を請求し、Y3 及び Y1、Y2 の不法行為成立が認められた事例(令和 4 年 3 月 25 日東京地裁)

参照条文等:民法 709 条・719 条

キーワード:連れ去り 慰謝料請求 共同不法行為

【4】証券会社 Y から他社株償還可能債を購入した X が、ノックイン事由が発生し他社株で償還されたことにつき Y 社担当者による EB 債の購入の勧誘及び販売行為は適合性原則違反又は説明義務違反に当たるとして Y 社に損害賠償を求め、その請求の一部が認容された事例(令和 4 年 3 月 31 日東京地裁)

参照条文等:民法 709 条

キーワード:ノックイン事由 他社株償還可能債 損害賠償請求

【5】マンション区分所有者の配偶者である原告が、管理組合の理事長である被告に対し理事長は組合員又は利害関係人の請求があったときに会計帳簿等を閲覧させなければならないとする管理規約に基づいて通帳等の閲覧を求め、同請求が認容された事例(令和 4 年 5 月 26 日札幌地裁)

参照条文等:建物の区分所有等に関する法律 3 条、30 条

キーワード:マンション管理組合 通帳等の閲覧請求 区分所有者の配偶者

【6】X は自分が警察に逮捕された際の映像を YouTube に投稿した Y に対し肖像権等を侵害されたとして慰謝料支払いを求め、Y は反訴として X による本件動画に関連した動画の投稿で著作権などの侵害を理由に賠償請求をした事案で、X の請求を一部認容し、Y の反訴を棄却した(令和 4 年 10 月 28 日東京地裁)

参照条文等:憲法 13 条、民法 709 条、著作権法 20 条(同一性保持権)・32 条(引用)

キーワード: YouTube 肖像権等の侵害 賠償請求

【7】財務省理財局長だった被告が A 学園への国有地売却に関する決済文書等の改ざんを指示し、近畿財務局勤務の原告の夫に鬱病を発症させて自殺に至らせた等として損害賠償を求めた事案で、被告個人の行為は民法 709 条に基づく損害賠償責任を負わないと判示(令和 4 年 11 月 25 日大阪地裁)

参照条文等: 国家賠償法 1 条 1 項、民法 709 条

キーワード: 鬱病の発症 公務員個人の行為 不法行為責任

(知的財産)

【8】トナーを再充填したカートリッジを販売する Y に対し純正品メーカーの X がその製造販売の禁止、損害賠償等を求めた事案で、X の再充填によって残量表示ができなくする措置は独禁法に抵触せず、X の保有する特許権の濫用にも当たらないとして X の請求を一部認容した(令和 4 年 3 月 29 日知財高裁)

参照条文等: 特許法 100 条 1 項・2 項、102 条 2 項・3 項、独禁法 19 条・2 条 9 項 6 号、不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)14 項

キーワード: インクカートリッジ 独占禁止法 特許権の濫用

【9】原告は、第 25 類「被服」等を指定商品とし仮面様の図形と「REIGN」、「TOTAL BODY FUEL」の欧文字からなる本願商標について商標登録出願したが、拒絶査定を受け、不服審判も特許庁により不成立となったため審決の取消を求めたが請求が棄却された事案(令和 5 年 6 月 22 日知財高裁)

参照条文等: 商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード: 欧文字からなる商標 仮面様の図形 商標登録

【10】かつて控訴人の従業員だった被控訴人が従業員当時に完成させた職務発明を退職後に出願して特許を受けたとして本件特許権の移転登録を求めた事案で、控訴人が職務発明につき控訴人に原始取得する旨の黙示の合意があった旨の主張を認めず請求を棄却した(令和 5 年 6 月 22 日知財高裁)

参照条文等: 特許法 35 条 3 項、74 条 1 項

キーワード: 職務発明 原始取得 黙示の合意

【11】原告は、「リフナビ大阪」の文字を標準文字で表してなる商標につき商標登録出願したが拒絶査定を受け、不服審判の請求も不成立とされたので審決取消しを求める本件訴訟を提起したが、引用商標と類似するとして請求が棄却された(令和 5 年 7 月 6 日知財高裁)

参照条文等: 商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード: 商標 要部 類似

【12】発明の名称を「レーザ加工方法及びレーザ加工装置」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって本件発明が甲 1 発明に周知の技術的事項を適用して当業者が容易に想到できたものとは認められないとして原告の訴えを棄却した事案(令和 5 年 7 月 6 日知財高裁)

参照条文等: 特許法 29 条 2 項

キーワード: 特許無効 容易想到性

(民事手続)

【13】諫早湾の干拓事業を行う X(国)が諫早湾干拓地潮受堤防排水門の開門請求を認容した各確定判決に基づく Y ら(佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所等所属の組合員)の強制執行申立に対し請求異議訴訟を提起し、権利濫用等を理由に X の請求が認容された事例(令和 4 年 3 月 25 日福岡高裁)

参照条文等: 民法 1 条、民事執行法 35 条

キーワード: 請求異議 権利濫用 利益衡量

(刑事法)

【14】窃盗未遂につき無罪とした第 1 審判決に対し、原判決は、事実誤認はないが刑法 43 条本文の解釈適用を誤ったとして事実の取調べはせず有罪とした。上告審が、法令の解釈適用の誤りを是正した原判決は刑訴法 400 条ただし書に違反しないとして上告を棄却した事例(令和 5 年 6 月 20 日最高裁)

参照条文等:刑法 235 条、同法 43 条本文

キーワード:破棄自判 事実の取調べ

【15】無免許でバス停まで原動機付自転車を利用していた被告人が原審で懲役 4 月の実刑とされ量刑不当を主張して控訴。原動機を止め惰力で坂道を走行するのも、車両を押して交差点を渡るのも「運転」に接続または一体をなし、可罰的違法性が乏しくはないとして控訴を棄却(令和 4 年 11 月 30 日福岡高裁)

参照条文等:道路交通法 2 条 1 項 17 号、64 条 1 項、117 条の 2 の 2 第 1 項 1 号

キーワード:無免許運転 原動機付自転車 惰力走行 可罰的違法性

【16】B 警察署警察官はキャッシュカードすり替え窃盗等の疑いで職務質問し、被告人はこれを自供し、自発的に別の侵入窃盗も自供したが、これに先立ち A 警察署警察官は被告人が侵入窃盗の車両の登録使用者であることを割り出していたので、自首の要件は満たさないとした(令和 4 年 6 月 7 日東京地裁)

参照条文等:刑法 42 条 1 項

キーワード:職務質問 自首 発覚

(公法)

【17】生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている一般職の国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法 86 条の規定による行政措置の要求を認められないとした人事院の判定が違法とされた事例(令和 5 年 7 月 11 日最高裁)

参照条文等:国家公務員法 86 条、国家賠償法 1 条

キーワード:性同一性障害 女性トイレ 行政措置要求

【18】国会の臨時会の招集要求をしたが招集決定されなかった国会議員 X が、内閣が次に臨時会招集要求を受けた場合に招集決定義務を負っていることの確認等を求めると共に国家賠償法 1 条 1 項に基づき 1 万円の支払等を求めたところ、いずれの請求も棄却された事例(令和 4 年 2 月 21 日東京高裁)

参照条文等:憲法 53 条後段

キーワード:法律上の争訟 国会召集決定要求権 法律上保護された利益

(社会法)

【19】裁判所による退職手当支給制限処分の適否の審査においては当該処分が退職手当管理機関の裁量権の行使としてされたことを前提に当該処分に係る判断が社会観念上著しく妥当を欠き裁量権の範囲を逸脱・濫用したと認められる場合に違法と判断すべきであると判示(令和 5 年 6 月 27 日最高裁)

参照条文等:宮城県職員の退職手当に関する条例

キーワード:退職手当支給制限処分 裁量権

【20】正職員(無期契約労働者)と嘱託職員(有期契約労働者)との間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違の一部が労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断に違法があるとされた事例(令和 5 年 7 月 20 日最高裁)

参照条文等:労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条

キーワード:基本給 性質 支給目的

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】大阪高判令和 4 年 5 月 27 日 判例タイムズ 1508 号 54 頁

令和 3 年(ネ)第 2606 号両替準備金等返還請求控訴事件(控訴棄却、請求棄却、確定)

控訴人らが、A 社に対し、両替機管理運営委託契約に基づき、ホテル等に設置する両替機内の邦貨等の装填、金員管理及び回収業務を委託し、両替機に装填するための両替準備資金を振込送金していたところ、A 社が破産したため、A 社の破産管財人(被控訴人)に対し、本件契約の性質は信託契約であり、両替機内から回収された邦貨等の保管金は信託財産であるから、破産法 62 条の取戻権の対象になる等の主張をし、不当利得返還請求権に基づき金員の支払い等を求めた(控訴人は、控訴審において、保管金の所有権が控訴人らに帰属するとして、新たに所有権に基づく引渡請求を主位的請求とし、信託構成による従前の請求を予備的請求とした)。

これに対し、本判決は、主位的請求について、金銭の占有は所有と一致するから、A 社が占有し保管している金銭について控訴人に所有権は認められないとして請求を棄却し、予備的請求についても、本件契約が信託契約とは認められないとして棄却した。

参照条文等:民法 646 条、破産法 62 条、信託法 25 条 1 項、34 条 1 項 2 号口、37 条、警備業法 2 条 1 項

【2】東京高決令和 4 年 8 月 18 日 判例時報 2555 号 5 頁

令和 4 年(ラ)第 1081 号 面会交流審判に対する抗告事件(取消・差戻)

本件は、平成 19 年に婚姻し、長女及び二女をもうけた後、別居中の夫婦の妻 X が夫 Y に対し、前件調停で定められた二人の子ら(以下「未成年者ら」という。)との面会交流に関する事項の変更を求めた事案である。

原審は、X と未成年者らは、間接交流が相当としたが、抗告審は、X が二女を出産後、精神的に不安定になり、数か月間保護入院となったこと、長女が精神的に不安定になったこと等から Y が X と長女との直接交流に消極的であることは一定程度理解できるとしつつも、X の精神状態は回復し安定した状態が続いていること、長女の精神状態は安定してきていること、長女が X に対する思慕の念を抱き続け、面会を強く望んでいたこと、二女は、X との直接交流を制限すべき事情がないこと等から、直接交流を検討すべき諸事情が認められるのに、令和 2 年 2 月を最後に長女に対する調査が行われていないこと、二女についても、現在 6 歳であり、自己の心情を表明可能な年齢であること等から調査官による調査を実施する必要があるとして、原審判を取り消して、差し戻す旨の決定をした。

参照条文等:民法 766 条、家事手続法 58 条・65 条

【3】東京地判令和 4 年 3 月 25 日 判例時報 2554 号 81 頁

平成 31 年(ワ)第 20 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴(控訴棄却)))

X(元夫)と Y3(元妻)は、子らの親権者を X と定める離婚届を提出して協議離婚し、別居したが、Y3 は再婚せずに X 及び子らと同居を再開し、Y3 は、弁護士 Y1 及び Y2 から子らを連れて別居することを肯定する助言(本件助言)を受けて、子らを連れて実家で Y4(Y3 の母)と同居を開始した。X は、Y3 の子らの連れ去り、Y1 及び Y2 の本件助言、Y4 の住居提供を共同不法行為として、Y らに対し、慰謝料請求を求めた。

本判決は、X の単独親権下における X の子らの連れ去りは、単独の監護が明らかに子らの幸福に反する事情が存在しない限り、不法行為法上違法となるとして、不法行為の成立を認め、Y2 及び Y3 については、子らを連れ出す緊急の必要性が認められないことを認識していたか容易に認識し得た等として、違法な実力行使を肯定する本件助言は不法行為法上違法となるとし、Y4 については、不法行為を構成するほどの関与があったとは認められないと判断した。

参照条文等:民法 709 条・719 条

【4】東京地判令和 4 年 3 月 31 日 金法 2213 号 48 頁

令和 2 年(ワ)第 8025 号 損害賠償等請求事件(請求一部認容・一部棄却)

本件は、証券会社である Y 社から他社株償還可能債(以下「本件 EB 債」という。)を購入した X が、ノックイン事由が発生し、他社株で償還されたことについて、Y 社担当者による本件 EB 債の購入の勧誘および販売行為は適合性原則違反または説明義務違反に該当し、不法行為を構成するとして、Y 社に対し、不法行為に基づき、損害賠償を求める事案である。

本判決は、Y 社担当者は本件 EB 債の購入の勧誘をするにあたり、本件 EB 債は銀行預金等と比べて高率の利息を得ることができる一方で、株価変動リスク、元本毀損リスク、流動性リスク等の相応のリスクがあることについて、これらのリスクを適切に理解し、自己責任をもって投資することができる程度に説明する義務を負っていたところ、Y の従業員らが本件 EB 債の購入の勧誘に際して X に対して行った説明は簡素かつ形式的なものに止まり、上記説明義務を尽くさないものであったと認め、6 割の過失相殺をした上で、X の請求を一部認容した。なお、適合性原則違反をいう X の主張については、Y 社が、X の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引を積極的に勧誘したなどといえず、適合性の原則から著しく逸脱した勧誘をしたということとはできないとして排斥した。

参照条文等:民法 709 条

【5】札幌地判令和 4 年 5 月 26 日 判例タイムズ 1508 号 235 頁

令和 3 年(ワ)第 1971 号マンション管理組合各種帳票類閲覧請求事件(認容、確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/767/091767_hanrei.pdf

マンション区分所有者の配偶者である原告が、管理組合の理事長である被告に対し、理事長は組合員又は利害関係人の請求があったときに会計帳簿等を閲覧させなければならないとする管理規約に基づいて、通帳等の閲覧を求めた事案。

本判決は、管理規約が閲覧請求権を認める利害関係人とは、区分所有者たる組合員に準ずる管理規約上の地位を有する者であって、その地位に基づき管理組合に対して会計帳簿等の閲覧を請求する法律上の利害関係があると認められる者をいい、単にその閲覧につき事実上の利害関係を有するにすぎない者を含まないと解するのが相当であるとした上、管理規約の定めによれば、区分所有者の配偶者であり、同人の区分所有建物で同人と同居している原告には、マンションの管理について区分所有者たる組合員に準ずる地位を管理規約によって与えられているなどとして、原告の請求を認容した。

参照条文等:建物の区分所有等に関する法律 3 条、30 条

【6】東京地判令和 4 年 10 月 28 日 判例時報 2555 号 15 頁

令和 3 年(ワ)第 28420 号(本訴)・第 34162 号(反訴)損害賠償請求、損害賠償請求本訴事件(一部認容、一部棄却(控訴<一部変更>))

本件本訴は、X が Y に対し、X が警察官に逮捕された際の状況を撮影された動画(本件動画)を Y がインターネット上の動画投稿サイト(YouTube)に投稿したことにより、X の名誉権、肖像権及びプライバシー権

を侵害されたとして、不法行為に基づき 60 万円の支払を求めた事案であり、本件反訴は、Y が X に対し、X が YouTube に本件動画に関連した複数の動画を投稿したこと等により、著作権、著作者人格権又はプライバシー権を侵害されたとして不法行為に基づきライセンス料相当額の損害、慰謝料、弁護士費用等 438 万円余の支払を求めた事案である。

本判決は、本件動画は、逮捕され手錠を掛けられた等の事実を適示するものであり、X の社会から受ける客観的評価を低下させることは明らかであり、本件動画は、面白可笑しく編集して嘲笑の対象とするものであるといえるから専ら公益を図る目的にでたものとはいえないから、本件動画の投稿による名誉棄損は違法性が阻却されるとはいえず、また、本件動画は、公的領域において撮影されたものと認められ、その内容が社会通念上受忍すべき限度を超えて X を侮辱するものであることは明らかであるから、X の肖像権を侵害するものとして不法行為上違法となるとして、30 万円の限度で慰謝料を認めた(プライバシー権については公的領域において撮影されている以上侵害はないとした)が、反訴については、本件動画は、撮影編集等に工夫を凝らした点において創作性があり著作物性を認めるのが相当であり、著作者は被告と認めるのが相当であるとしたが、引用の抗弁が成立するとして著作権侵害を認めず、プライバシー権侵害についても、X において配慮を欠く面があったことは否定できないものの不法行為を構成するものとまで認められないとして反訴請求をいずれも棄却した。

参照条文等:憲法 13 条、民法 709 条、著作権法 20 条(同一性保持権)・32 条(引用)

【7】大阪地判令和 4 年 11 月 25 日 判例タイムズ 1508 号 175 頁

令和 2 年(ワ)第 2625 号損害賠償請求事件(請求棄却、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/724/091724_hanrei.pdf

原告は、財務省理財局長であった被告が学校法人 A 学園に対する国有地売却に関する決済文書等の改ざんを指示したことにより、近畿財務局に勤務する原告の夫にうつ病を発症させて自殺するに至らせた等のことを主張して、被告に対し、民法 709 条に基づく損害賠償を求めた(原告は、国に対しても、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めたが、国は原告の請求を認諾した)。

本判決は、原告が主張する被告の行為は、国家賠償法 1 条 1 項が適用される行為であるから、被告個人は民法 709 条に基づく損害賠償責任を負わないと判示し、被告が信義則上、原告に対して改ざんを指示した経緯の説明及び謝罪をすべき義務に違反したと原告が主張したことに対しても、被告が改ざん指示行為につき賠償責任を負わない以上、原告に対し、道義上はともかくとして、当該行為について説明等を行うべき法的義務が信義則上発生すると考えることはできないと判示して、被告に対する請求を棄却した。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、民法 709 条

(知的財産)

【8】知財高判令和 4 年 3 月 29 日 判例時報 2553 号 28 頁

令和 2 年(ネ)第 10057 号 特許権侵害差止等請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告受理申立・上告不受理))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/227/091227_hanrei.pdf

プリンタやこれに使用するトナーカートリッジを製造販売する X(控訴人・一審原告)が、「情報記憶装置」という発明名称の特許(3 件、本件特許)を保有し、X 製のトナーカートリッジ(純正品)に本件特許を用いた電子部品(X 電子部品)によってデータの書換えを制限する措置(本件措置)を導入していたところ(純正品にトナーを再充填して X 製プリンタに装着しただけの再生品(仮定再生品)ではトナーの残量が表示されないなど一部機能が発揮されないようになっていた)、トナーカートリッジのリサイクル業者である Y ら(3 社、被控訴人・一審被告)が純正品を使用した場合と同様の機能を発揮させるため、使用済みの X 製トナーカ

ートリッジから X 電子部品を取り外し、Y 電子部品に取り替えた上でトナーを再充填したトナーカートリッジ (Y 製品) を製造販売していたことに対し、Y 電子部品が本件特許発明の技術的範囲に属し、Y の行為は本件特許権の侵害に当たると主張し、Y 製品の販売等の差止及び廃棄並びに Y 電子部品の廃棄を求めるとともに損害賠償請求をした事案。

特許権侵害の成否に関して、Y 電子部品の本件特許発明の技術範囲への属否、無効の抗弁の成否、消尽の成否が争われたほか、X が本件措置を導入していることが競争者に対する取引妨害として独禁法 19 条・2 条 9 項 6 号、不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号「一般指定」)14 項に抵触し、Y 電子部品について本件特許権を行使することが権利濫用に当たることが争点とされた。

Y 電子部品が本件特許発明の技術的範囲に属し、無効の抗弁や消尽是成立しないとした上で、独禁法と権利濫用について次の(1)ないし(4)の通り判示して、X が本件措置を導入していることなどは独禁法に抵触せず、X の本件特許権の行使は権利濫用に当たらないとして、原判決を変更し、X の請求を一部認容した。

(1) 仮定再生品が装着された X 製プリンタではトナーの残量が表示されないなど純正品装着の場合と異なるが、仮定再生品装着の場合でも印刷機能に支障をきたすものではなく、純正品との機能上の差異及び価格差を考慮して仮定再生品を選択するユーザーも存在する。

(2) 本件特許発明の技術的範囲に属さない電子部品を製造し、残量を表示させることは技術的に可能であることなどからすると、X 製プリンタ用のトナーカートリッジの市場において、本件措置によりリサイクル事業者が受ける競争制限効果の程度は小さい。

(3) X が本件措置を講じたことには相応の合理性があり、使用済みの純正品に付け替えた Y 電子部品について本件特許権を行使することは、純正品のリサイクル品をもっぱら市場から排除する目的によるものとは認められない。

(4) (2)(3)からすると、X が本件措置という合理性及び必要性のない行為により Y が純正品に搭載された X の電子部品を取り外して Y 電子部品に取り替えることを余儀なくさせ、消尽の成立を妨げたものと認めることはできない。

参照条文等:特許法 100 条 1 項・2 項、102 条 2 項・3 項、独禁法 19 条・2 条 9 項 6 号、不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)14 項

【9】知財高判令和 5 年 6 月 22 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10017 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/160/092160_hanrei.pdf

本願商標は、何らかの仮面を模したとおぼしき図形、並びに、その下部に、大きく「REIGN」の欧文字及び小さく「TOTAL BODY FUEL」の欧文字を二段に横書きした構成からなり、第 25 類「被服」等を指定商品とする商標である。原告は、本願商標について商標登録出願したが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判の請求をしたところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本願商標は、図形部分、「REIGN」の文字部分及び「TOTAL BODY FUEL」の文字部分からなる結合商標であるところ、各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとは認められないから、強く支配的な印象を与える「REIGN」の部分抽出し、当該部分(本願要部)だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。

そして、本願要部(「REIGN」の文字部分)と引用商標(「RE!GN」の文字(3 文字目の「!」は下部分を「★」で表して、デザイン化した文字となっている。)を横書きしてなり、第 25 類「被服」等を指定商品とするもの)とを比較すると、その外観はフォントがやや異なっており本願商標の方が太い文字であること及び 3 文字目

が本願要部では欧文字の「I」であるのに対し、引用商標では「I」の下に「★」を配したもので、「!」の文字をデザイン化したものである点において異なるものの、本願要部と引用商標は、それが表す文字列が同一であること、引用商標の 3 文字目のデザイン化の程度が著しいとはいえず、欧文字の「I」に近いものであることを考慮すると、そのデザインの差異により見る者に与える印象の差異が大きいということとはできず、外観において近似している。そして、文字列が同一であって、称呼及び觀念が共通することからすると、本願要部と引用商標は、外観において近似しており、また、称呼及び觀念を共通にし、同一又は類似の商品又は役務について使用するときは、その商品又は役務の出所について誤認混同が生じるおそれがあるというべきであるから、互いに類似する。

以上のとおり、本願商標は、その商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標である引用商標と類似するもので、引用商標の指定商品と同一又は類似する商品を指定商品とするものであるから、商標法 4 条 1 項 11 号に該当し、登録することができない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

【10】知財高裁令和 5 年 6 月 22 日 裁判所 HP

令和 5 年(ネ)第 10030 号 特許権移転登録手続請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/161/092161_hanrei.pdf

控訴人が、かつて控訴人の従業員であった被控訴人が従業員当時に完成させた職務発明を退職後に出願して特許を受けたとして、本件特許権の移転登録を求めた事案であって、職務発明について控訴人が原始取得する旨を定めた職務発明規程を退職前に制定していたとは認められないとした原判決に対して、職務発明について控訴人に原始取得する旨の黙示の合意があった旨を主張して控訴したが、棄却された事案。

控訴人の主張を前提とすると、本件各発明が完成したのは平成 30 年 5 月頃ということになるが、証拠によると、同年 5 月時点において、控訴人には就業規則(平成 25 年 4 月 1 日施行)が存在しており、職務発明について次のとおり規定されていた。「(特許、発明、考案等の取扱い)第 84 条 社員が自己の現在又は過去における職務に関連して発明、考案をした場合、会社の要求があれば、特許法、実用新案法、意匠法等により特許、登録を受ける権利又はその他の権利は、発明者及び会社が協議のうえ定めた額を会社が発明者である社員に支払うことにより、会社に譲渡又は継承されるものとする。」

上記規定からすると、平成 30 年 5 月頃、控訴人とその従業員との間には、職務発明について、控訴人の要求があるときに、控訴人が発明者である従業員に対し、協議して定めた額の金員を支払うことにより、特許を受ける権利が発明者から控訴人に移転する旨の合意があったものと認めるのが相当であり、控訴人とその従業員の間には、職務発明についての特許を受ける権利を、控訴人が原始取得する旨の合意があったと認めることはできない。

控訴人は、前記の就業規則の規定は空文化されており、控訴人と従業員との間で、職務発明について控訴人に原始取得する旨の黙示の合意があった旨主張する。

しかしながら、控訴人と従業員との間で上記黙示の合意が成立していたものと認めることはできず、控訴人と被控訴人代表者との間でも、控訴人の主張する黙示の合意がされたことを認めるに足りる証拠はないというほかない。職務発明に係る特許を受ける権利を使用者である控訴人に原始取得させることは、従業員にとって、就業規則を不利益に変更するものであるところ、控訴人において、職務発明の出願に関して、就業規則の規定にのっとりた手続が行われたことがなかったことをもって、何らの協議を経ることもなく、直ちに、就業規則が変更されたとか、控訴人と従業員らとの間で、就業規則とは異なる内容の合意が成立したなどと認めることはできない。

また、被控訴人代表者が、職務発明について、特許事務所に対して、控訴人を出願人とする特許出願手続を依頼したことがあったという事実をもって、控訴人と被控訴人代表者との間に、職務発明についての特

許を受ける権利を控訴人が原始取得する旨の黙示の合意があったと認めることはできない。

以上などから、控訴人の主張はいずれも採用できないと判示した。

参照条文等:特許法 35 条 3 項、74 条 1 項

【11】知財高判令和 5 年 7 月 6 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10010 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/182/092182_hanrei.pdf

原告は、「リフナビ大阪」の文字を標準文字で表してなり、第 35 類「広告業」等を指定役務とする商標(本願商標)について商標登録出願したが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判の請求をしたところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

引用商標は、上側に「リフナビ」の文字を横書きし、その下には波状の線を配してなるものであり、第 35 類「広告業」等を指定役務とする。なお、引用商標において、上側の「リフナビ」の先頭文字部分が、片仮名の「ソ」又は「リ」を構成する部分であると認識されるか否かについては、当事者間に争いがある。

本願商標の構成中の「リフナビ」の文字部分は、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであると認められる一方、本願商標の構成中の「大阪」の文字部分からは、出所識別標識としての称呼及び観念が生じない。したがって、本願商標については、その構成中の「リフナビ」の文字部分を抽出し、当該文字部分だけを他の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきであり、本願商標の要部は、「リフナビ」の文字部分であると認めるのが相当である。

次に、引用商標の先頭文字部分が片仮名の「ソ」又は「リ」を構成する部分であると認識されるか否かにつき検討するに、大学でノートを取る観点から片仮名の「ソ」と「リ」を形がよく似た字の例として挙げるウェブサイト及び校正の観点から片仮名の「ソ」と「リ」を字形の似た文字の例として挙げるウェブサイトが存在することなどを考慮すると、引用商標の先頭文字部分は、片仮名の「リ」の文字を表すものと認めるのが相当である。したがって、引用商標の上側部分は、「リフナビ」の文字を表すものと認識されるどころ、当該部分は、引用商標において出所識別標識としての機能を強く発揮するものと認められるから、引用商標の要部は、「リフナビ」の文字部分であるといえる。

以上によると、本願商標の要部と引用商標の要部は、いずれも特定の観念を生じさせるものではなく、その外観において類似し、その称呼において共通し、役務の出所について誤認混同を生ずるおそれがあるといえるから、本願商標と引用商標は、互いに類似するものと認めるのが相当である。したがって、本願商標は、商標法 4 条 1 項 11 号にいう「商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標に類似する商標」に該当する、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

【12】知財高裁令和 5 年 7 月 6 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10099 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/185/092185_hanrei.pdf

発明の名称を「レーザ加工方法及びレーザ加工装置」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明が甲 1 発明に周知の技術的事項を適用して当業者が容易に想到できたものとは認められないとして、原告の訴えを棄却した事案。

相違点に係る構成を甲 1 発明において採用することが容易想到といえるか検討するに、甲 1 発明においては、シリコンウエハ内部の改質領域の位置は、シリコンウエハの厚み方向において厚みの半分の位置よりも表面に近い位置から、同半分の位置よりも表面に遠い位置までの、ある程度の幅をもった範囲に設定さ

れ得るものであると理解されることからすると、甲 1 の記載に触れた当業者が、直ちに、X、Y 軸ステージの振動等の外的要因や加工対象物であるシリコンウエハの反りのために、レーザ光の集光点の Z 軸方向の位置がずれ、改質領域の位置がずれることによって、シリコンウエハの割れに大きな影響を及ぼして品質低下を生じさせると理解するとはいえない。そうすると、甲 1 発明において、AF(オートフォーカス)制御をする動機付けがあると認めることはできない。また、周知の技術的事項 1 は半導体ウエハの表面の加工についての AF 制御をいうものであるところ、これが周知であるからといって、動機付けがないにもかかわらず、甲 1 発明のようなステルスダイシングに適用できるとはいえない。したがって、甲 1 発明において「前記レンズと前記加工対象物とを前記主面に沿って相対的に移動させるように前記移動手段を制御して改質領域を形成する」構成を採用することについて、当業者が容易に想到できたと認めることはできない。

当業者が、甲 1 の記載から、甲 1 発明において、加工中の集光点 AF 制御が当然に採用されるものと理解するといえるには、甲 1 発明において、シリコンウエハの反りや X、Y 軸ステージの振動により、集光点の Z 軸方向の位置がずれ、その結果、改質領域が形成される位置がずれることとなり、その改質領域の位置の Z 軸方向のずれに起因して切断精度が悪くなる等の品質低下の問題を生じることが明らかであり、そのために、AF 制御が必要であることまでを当業者が認識することを要するものと考えられる。ところが、当業者にとって、上記のような問題が生じることが明らかであると認識できたと認めるに足りる証拠はなく、そのような技術常識は認められないところ、前記のとおり、甲 1 には、改質領域が形成される位置が、ある程度の幅をもった範囲に設定され得ることを示唆する記載があるから、周知の技術的事項 1 を考慮しても、また、甲 1 発明の加工対象物として、30 マイクロメートル程度までの薄いシリコンウエハが対象となり得ることを考慮しても、当業者が、甲 1 の記載から、甲 1 発明において加工中の集光点の AF 制御が当然に採用されると理解するとはいえない。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

(民事手続)

【13】福岡高判令和 4 年 3 月 25 日 判例タイムズ 1508 号 62 頁

令和元年(ネ)第 663 号請求異議控訴事件(取消自判、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/162/091162_hanrei.pdf

諫早湾の干拓事業を行う X(国)が、諫早湾干拓地潮受堤防排水門の開門請求を認容した各確定判決に基づく Y(佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所等所属の組合員)の強制執行申立に対し、請求異議訴訟を提起した事案。

差戻後控訴審判決は、当該各確定判決が暫定的・仮定的な利益衡量を前提に、期間を短く限った判断をしていることからすれば、本件ではその口頭弁論終結後の事情変動を踏まえ、現時点で強制執行を行うことの適否を検討すべきで、漁業に関する状況、防災機能に関する状況、営農等の状況のほか、新たに形成された生態系や自然環境への影響等のその他の事情について、改めて利益衡量を行い、本件各確定判決にかかる口頭弁論終結時と比較して、Y が有する漁業権行使権に対する影響の程度は軽減している一方、本件潮受堤防の閉切りの公共性等は増大していることなどの事情からすれば、現時点において、本件各確定判決で認容された本件各排水門の常時開放請求を、防災上やむを得ない場合を除き常時開放する限度で認めるに足りる程度の違法性を認めることができず、Y が本件各確定判決に基づき強制執行を行うことは権利濫用に当たり、又は、信義則に照らし許されないとして、X の請求を認容した。

参照条文等:民法 1 条、民事執行法 35 条

(刑事法)

【14】最一決令和 5 年 6 月 20 日 裁判所 HP

令和 4 年(あ)第 680 号 窃盗未遂被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=92157

(事案)

被告人は、キャッシュカードを窃取しようとして、氏名不詳者らが、被害者方に電話をかけ、市役所職員及び金融機関職員を名乗った上、過払金を還付する金融機関口座のキャッシュカードを使えないようにするため、回収しに行く旨のうそを言い、金融機関職員になりすました被告人が、トランプカード在中の封筒を携帯し、同人方付近まで赴いたが、被害者が不審に思ったため、目的を遂げなかった行為において窃盗未遂の罪で起訴された。

第 1 審判決において、被告人及び弁護人は、公訴事実は争わず、弁護人は、窃盗の実行の着手はないので、法的評価は争う、被告人は無罪である旨主張した。その後、検察官及び弁護人が請求した書証が全て同意書証として取り調べられ、被告人質問を経て、弁護人は実行の着手は認められず、本件窃盗未遂罪は成立しない旨の弁論をした。

第 1 審判決は、窃取行為に密接、かつ、その時点で窃取結果を生じさせる客観的な危険性が認められる行為はなく、窃盗の実行の着手はないとして、被告人に無罪を言い渡した。

これに対し、検察官が控訴を申し立てた。

原判決は、第 1 審判決に事実誤認はないが、窃盗未遂罪の成立を否定した点は刑法 43 条本文の解釈適用を誤ったとして、第 1 審判決を破棄し、何ら事実の取調べはせず、本件公訴事実と同旨の犯罪事実を認定して、被告人を懲役 3 年、4 年間執行猶予に処した。

(判旨) 本件公訴事実記載の事実については、第 1 審判決によって認定され、原審において第 1 審の無罪判決を破棄して有罪判決をしたことは、第 1 審判決の法令の解釈適用の誤りを是正したにとどまるから、原審が事実の取調べをすることなく、訴訟記録及び第 1 審裁判所において取り調べた証拠のみによって、本件公訴事実と同旨の犯罪事実を認定して自ら有罪の判決をしたことは、刑訴法 400 条ただし書に違反しない(最高裁昭和 28 年(あ)第 1713 号同 32 年 3 月 13 日大法廷判決、最高裁昭和 31 年(あ)第 3015 号同 35 年 11 月 18 日第二小法廷判決、最高裁昭和 39 年(あ)第 305 号同 44 年 10 月 15 日大法廷判決参照)。

よって、上告を棄却する。

参照条文等:刑法 235 条、同法 43 条本文

【15】福岡高判令和 4 年 11 月 30 日 判例タイムズ 1508 号 125 頁

令和 4 年(う)第 250 号道路交通法違反被告事件(控訴棄却、上告)

通学で使う最寄りのバス停が遠いために、無免許であったが、同バス停まで原動機付自転車を利用していた被告人が、本件車両の原動機を始動させて走行した距離は数十メートルにとどまり、下り坂では原動機を止めて惰力で走行するなどしていたので、原審が被告人を懲役 4 月の実刑としたのは量刑不当であると主張し控訴した事案。

本判決は、(1)原動機を始動させて走行した後の、(2)原動機を止め、惰力を用いて下り坂を走行する行為も、(1)に接続するものとして「運転」に当たるといふべきで、その後、(3)降車して、本件車両を押しながら交差点を渡るなどした後に、(4)再び本件車両に乗車して、原動機を止めたまま、惰力を用いて下り坂を走行した行為も、単独で見れば「運転」と見るのは困難であるが、(1)から(4)までのうち(3)の行為が全距離の 1 割にも満たないこと等も踏まえると、(1)及び(2)と一体をなすものとして「運転」に当たるとするのが相当で、本件では被告人が無免許運転をした距離は、(1)(2)及び(4)の合計である約 678 メートルとなり、本件犯行の可罰的違法性が乏しいとはいえないとして、控訴を棄却した。

参照条文等:道路交通法 2 条 1 項 17 号、64 条 1 項、117 条の 2 の 2 第 1 項 1 号

【16】東京地判令和 4 年 6 月 7 日 判例時報 2554 号 111 頁

令和 3 年刑(わ)第 1602 号・第 1838 号・第 2081 号・第 2299 号・第 2510 号・第 2897 号・令和 4 年刑(わ)第 85 号・第 482 号 窃盗、詐欺、建造物侵入、電子計算機使用詐欺被告事件(有罪(確定))

被告人が(1)東京都 A 市内で行った侵入窃盗並びに(2)東京都 B 区内で行ったキャッシュカードすり替え窃盗及び同カードを使用した ATM からの現金窃盗等の事案。

B 警察署の警察官は、(2)事件の犯人の疑いが強いとして、被告人に対し、職務質問を開始したところ、被告人は(2)事件を自供した後、自発的に(1)事件を自供したが、これに先立ち、A 警察署の警察官は、(1)事件の犯人使用車両の登録使用者が被告人であることを割り出していた。本判決は捜査機関全体としてみた場合、職務質問開始前の時点において被告人が(1)事件の犯人であることは捜査機関に発覚していたと認められるとして、自首の要件を満たさないと判断した。

参照条文等:刑法 42 条 1 項

(公法)

【17】最三判令和 5 年 7 月 11 日 裁判所 HP

令和 3 年(行ヒ)第 285 号 行政措置要求判定取消、国家賠償請求事件(破棄自判、請求認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/092191_hanrei.pdf

生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている一般職の国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法 86 条の規定による行政措置の要求を認められないとした人事院の判定(以下「本件判定」という。)が違法とされた事例。

本件処遇(本件執務階とその上下の階の女性トイレの使用を認めず、それ以外の階の女性トイレの使用を認める旨の処遇)について、「遅くとも本件判定時においては、上告人が本件庁舎内の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生ずることは想定し難く、特段の配慮をすべき他の職員の存在が確認されてもいなかったのであり、上告人に対し、本件処遇による上記のような不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかった」等として、本件判定は裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法となるとした。

なお、国賠請求は上告受理されていない。

参照条文等:国家公務員法 86 条、国家賠償法 1 条

【18】東京高判令和 4 年 2 月 21 日 判例タイムズ 1508 号 102 頁

令和 3 年(行コ)第 91 号 憲法 53 条違憲国家賠償等請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/069/091069_hanrei.pdf

内閣が憲法 53 条後段に基づく国会議員の臨時会招集要求を受けたのちに直ちに臨時会を招集決定しなかったという事実関係の下において、当該招集要求をした国会議員 X が、内閣が次に臨時会招集要求を受けた場合に臨時会を招集できるよう招集決定をする義務を負っていることの確認等を求めると共に、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害金(慰謝料)100 万円のうち 1 万円の支払い等を求めた。

本判決は、本件確認請求については、自己の権利又は利益の保護救済を目的とするものではなく、「法律上の争訟」に該当しないとして不適法却下とし、国家賠償請求についても、X が侵害されたと主張する権限(国会召集決定の要求権等)は、いずれも国会議員という国の機関が、憲法、国会法等に基づき、国会議員としての職務の遂行にあたり行使し得るものとして付与されたもので、当該権限自体は、直接的には公益を図ることを目的とするものであり、国家賠償法 1 条 1 項の規定に基づく損害賠償請求権の存在を基礎づけ

るに足りる法律上保護された利益とは認められないとして棄却した。

参照条文等:憲法 53 条後段

(社会法)

【19】最三判令和 5 年 6 月 27 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ヒ)第 274 号 懲戒免職処分取消、退職手当支給制限処分取消請求事件(破棄自判、請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/170/092170_hanrei.pdf

酒気帯び運転を理由とする懲戒免職処分を受けて公立学校教員を退職した者に対してされた一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に係る判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとはいえないとされた事例。

裁判所が退職手当支給制限処分の適否を審査するに当たっては、退職手当管理機関と同一の立場に立って、処分をすべきであったかどうか又はどの程度支給しないこととすべきであったかについて判断し、その結果と実際にされた処分とを比較してその軽重を論ずべきではなく、退職手当支給制限処分が退職手当管理機関の裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、当該処分に係る判断が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に違法であると判断すべきである。等と判示した。

参照条文等:宮城県職員の退職手当に関する条例

【20】最一判令和 5 年 7 月 20 日 裁判所 HP

令和 4 年(受)第 1293 号 地位確認等請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/208/092208_hanrei.pdf

裁判要旨

正職員(無期契約労働者)と嘱託職員(有期契約労働者)との間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違の一部が労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

原審は、正職員の基本給につき、一部の者の勤続年数に応じた金額の推移から年功的性格を有するものであったとするにとどまり、他の性質の有無及び内容並びに支給の目的を検討せず、また、嘱託職員の基本給についても、その性質及び支給の目的を何ら検討していない。また、原審は、労使交渉につき、その結果に着目するととどまり、嘱託職員としての賃金を含む労働条件の見直しの要求等に対する会社側の回答やこれに対する労働組合等の反応の有無及び内容といった具体的な経緯を勘案していない。

参照条文等:労働契約法(平成 30 年法律第 71 号による改正前のもの)20 条

(紹介済み判例)

最一決令和 2 年 12 月 7 日 判例時報 2555 号 55 頁

令和 1 年(あ)第 1843 号 殺人、窃盗、住居侵入、会社法違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 236 号 12 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/889/089889_hanrei.pdf

最一決令和 3 年 6 月 28 日 判例タイムズ 1508 号 51 頁

令和 2 年(あ)第 919 号常習特殊窃盗被告事件(上告棄却)

→法務速報 243 号 16 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/455/090455_hanrei.pdf

東京家審令和 4 年 1 月 19 日 判例タイムズ 1508 号 250 頁

令和 3 年(家イ)第 7014 号認知調停申立事件(認容、確定)

→法務速報 264 号 4 番にて紹介済み

東京高決令和 4 年 2 月 4 日 判例タイムズ 1508 号 120 頁

令和 3 年(ラ)第 2613 号婚姻費用分担審判に対する抗告事件(抗告棄却、確定)

→法務速報 261 号 3 番にて紹介済み

東高判令和 4 年 3 月 11 日 判例時報 2554 号 12 頁

令和 2 年(ネ)第 2936 号 国家賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(上告受理申立て))

→法務速報 265 番 16 号にて紹介済み。

最三決令和 4 年 8 月 16 日 判例時報 2553 号 9 頁

令和 4 年(許)第 6 号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 256 号 12 番にて紹介済み

最一判令和 4 年 10 月 6 日 判例時報 2554 号 5 頁

令和 2 年(受)第 1462 号 取立金請求事件(破棄自判)

→法務速報 258 番 13 号にて紹介済み

最一判令和 4 年 10 月 6 日 金法 2212 号 80 頁

令和 2 年(受)第 1462 号 取立金請求事件(破棄自判)

→ 法務速報 258 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/450/091450_hanrei.pdf

東京地判決令和 4 年 10 月 28 日 判例時報 2554 号 92 頁

令和 3 年(ワ)第 22940 号 不正競争行為差止等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴(控訴棄却)))

→法務速報 259 番 20 号にて紹介済み

最二判令和 4 年 10 月 31 日 判例時報 2553 号 5 頁

令和 4 年(行ツ)第 78 号・令和 4 年(行ヒ)第 79 号 選挙無効等請求事件(上告棄却)

→法務速報 259 号 15 番にて紹介済み

最一判令和 4 年 12 月 8 日 判例タイムズ 1508 号 46 頁

令和 4 年(行ヒ)第 92 号公有水面埋立承認取消処分取消裁決の取消請求事件(上告棄却)

→法務速報 260 号 22 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/585/091585_hanrei.pdf

2. 令和5年(2023年)7月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 211 13

性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

・・・性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念、国及び地方公共団体の役割等、基本計画の策定、その他の必要な事項を定めた法律。

・衆法 211 25

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律

・・・指定活用団体、資金分配団体が民間公益活動の実施のための助言又は派遣を行うこと、指定活用団体から助成等を受ける団体として活動支援団体の創設、指定活用団体の業務に資金分配団体に対する出資の追加すること等を定めた法律。

・衆法 211 26

令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律

・・・令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金について差押えを禁止すること等を定めた法律。

・衆法 211 51

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・・・議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外することを定めた法律。

・衆法 211 52

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

・・・裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止することを定めた法律。

・閣法 211 1

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法

・・・財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構の国庫納付金の納付の特例、防衛力強化資金の設置等について定めた法律。

・閣法 211 58

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

・・・強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪と強制性交等罪、準強制性交等罪をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ罪、不同意性交等罪とすること、13歳以上16歳未満の者にわいせつな行為又は性交等をした当該者より5歳以上年長の者に対する不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪としての処罰を可能とすること、性犯罪について公訴時効の期間を延長すること等を定めた法律。

・閣法 211 59

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

・・・性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰すること、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とすること、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすること等を定めた法律。

3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

升田 純 著 民事法研究会 492頁 5,940円
家族の監督義務・監護義務違反をめぐる判例と実務★

近藤昌昭 著 青林書院 302頁 4,620円
判例からひも解く実務民事訴訟法

中里和伸 著 LABO 531頁 6,600円
判例による不貞慰謝料請求の実務 最新判例編 Vol.2

吉川達夫 編著 第一法規 225頁 3,630円
実務がわかるハンドブック 契約法務トラブル対応の基本 国内契約書編

高井 翔 他著 日本加除出版 208頁 2,860円
離婚協議書・婚姻契約条項例集

長島・大野・常松法律事務所／編 中央経済社 577頁 5,940円
M&Aを成功に導く法務デューデリジェンスの実務(第4版)

4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

高中正彦 他著 弘文堂 228頁 3,190円
実務の技法シリーズ10 弁護士倫理のチェックポイント

第二東京弁護士会民事介入暴力対策委員会 編 青林書院 309頁 4,840円

最新青林法律相談 47 反社会的勢力対策の法律相談★

宮本 聡 他著 民事法研究会 346頁 4,400円

類型別スポーツ仲裁判例 100

長島・大野・常松法律事務所 ESG プラクティスチーム・編著 金融財政事情研究会 676頁 7,700円

ESG 法務

南 雅晴／編集 水上 啓／著 商事法務 192頁 2,530円

はじめて学ぶ景品表示法

5. 発刊書籍＜解説＞

「家族の監督義務・監護義務違反をめぐる判例と実務」

家族の一員が事件・事故の加害者になった時に、他の家族が監督義務者、監護義務者等と負う法的責任について、149件に及ぶ裁判例が昭和20年代から令和までの各年代別に解説されている。未成年子から高齢親まで、横断的に解説されており、実務の参考となる。

「最新青林法律相談 47 反社会的勢力対策の法律相談」

企業の反社会的勢力への対策につき、特殊詐欺や半グレ等の最近の傾向にも即した対処方法や取引開始前のチェック方法・取引開始後の関係解消の方策など、関連する事項が幅広く解説されており有益な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。